

平成20年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員	古 川 光 一
同	大 島 有紀子
同	米 持 克 彦
同	三 瓶 輝 枝

平成 20 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 20 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成20年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率の結果	3
2	資金不足比率の結果	3
3	健全化判断比率の状況	4
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	6
	(3) 実質公債費比率	8
	(4) 将来負担比率	10
4	資金不足比率の状況	12
5	比率の前年度比較	14
6	意見	18

表記に関する注意事項

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、「財政健全化法」と略記した。
- 2 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類上では小数点以下第 5 位まで表示されるが、小数点以下第 3 位を四捨五入して表記した。
- 3 「5 比率の前年度比較」における文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成20年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

次表のとおり各会計等の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに上記の算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)

健全化判断比率等の対象

財政健全化法上の区分	千葉市の会計 全19会計
------------	--------------

一般会計等 8 会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計 7 会計	母子寡婦福祉資金貸付事業					
		霊園事業					
		都市計画土地区画整理事業					
		市街地再開発事業					
		公共用地取得事業					
		学校給食センター事業					
		公債管理					
公営事業会計 11 会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 5 会計	国民健康保険事業	資金不足比率				
		老人保健医療事業					
		介護保険事業					
		後期高齢者医療事業					
		競輪事業					
	公営企業会計 6 会計	法適用事業 3 会計					病院事業
							下水道事業
							水道事業
		法非適用事業 3 会計					農業集落排水事業
							中央卸売市場事業
							動物公園事業
一部事務組合（千葉県市町村総合事務組合） 広域連合（千葉県後期高齢者医療広域連合）							
外郭団体（都市整備公社・土地開発公社） 千葉県まちづくり公社							

第2 審査の期間

平成21年7月15日から同年8月7日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類について審査した。審査に当たっては、算定書類は適正に作成されているか、その計数は証拠書類と一致しているか、比率が適正に算定されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の結果、状況、前年度比較及び意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の結果

平成20年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおり、早期健全化基準を下回ることとなった。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、前年度と同様に発生しない。

実質公債費比率は、20.1%で、前年度と比較すると0.5ポイント上昇した。

将来負担比率は、309.6%で、前年度と比較すると2.0ポイント減少した。

表1 平成20年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質 公債費比率	将来負担比率
平成20年度	－	－	20.1	309.6
平成19年度	－	－	19.6	311.6
前年度増減	－	－	0.5	△2.0
早期 健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政 再生基準	20.0	40.0	35.0	

(備考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「－」を記載している。

2 資金不足比率の結果

平成20年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率は、表2のとおり、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生しない。

表2 平成20年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計名	平成 20年度	平成 19年度
病院事業	－	－
下水道事業	－	－
水道事業	－	－
農業集落排水事業	－	－
中央卸売市場事業	－	－
動物公園事業	－	－
経営健全化基準	20.0	

(備考) 資金の不足額がないため、「－」を記載している。

3 健全化判断比率の状況

平成20年度決算に基づく健全化判断比率の審査における各比率の主な着眼点、状況及び構成は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

- (ア) 歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。
- (イ) 一般会計等に属する会計は、正しく区分されているか。
- (ウ) 翌年度に繰り越すべき財源は、地方財政状況調査（決算統計）作成要領等に則り、適正に算定されているか。

イ 比率の状況

一般会計等の実質収支は、366,266千円であり、前年度に引き続き、黒字となったことから、実質赤字比率は発生しない。

実質赤字比率 [-]	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad [\Delta 366,266 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} \quad [199,277,469 \text{千円}]}$
-------------------	---	---

(備考) 一般会計等の実質赤字額がないため、比率は「-」となる。

ウ 比率の構成

一般会計等の実質赤字額は、表3のとおり、歳入総額 466,892,839千円から、歳出総額 465,577,474千円を差し引いた形式収支 1,315,365千円から、翌年度に繰り越すべき財源 949,099千円を差し引いた結果、△366,266千円である。

標準財政規模は、表4のとおり、主な経常一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えた結果、199,277,469千円である。

表3 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C = A - B	翌年度に繰り越すべき財源 D					実質収支 C - D	一般会計等 の 実質赤字額 - (C - D)
				継続費 通次繰越 a	繰越 明許費 b	事故 繰越し c	事業繰越 d	翌年度に繰り 越すべき財源 D = a + b + c + d		
一般会計	323,397,824	322,198,909	1,198,915	11,043	815,394	6,212		832,649	366,266	△ 366,266
母子寡婦福祉 資金貸付事業	319,865	240,130	79,735				79,735	79,735	0	
霊園事業	648,668	648,668	0					0	0	
都市計画土地 区画整理事業	739,296	737,340	1,956		1,956			1,956	0	
市街地 再開発事業	2,276,524	2,241,765	34,759		34,759			34,759	0	
公共用地 取得事業	878,490	878,490	0					0	0	
学校給食 センター事業	2,110,492	2,110,492	0					0	0	
公債管理	136,521,680	136,521,680	0					0	0	
合計	466,892,839	465,577,474	1,315,365	11,043	852,109	6,212	79,735	949,099	366,266	

(備考) 区分欄での2行目以下は、特別会計を示す。

表4 標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区 分	平成20年度
市 税 (市 民 税 ・ 固 定 資 産 税 ・ 軽 自 動 車 税 ・ 市 た ば こ 税 ・ 釦 産 税 ・ 事 業 所 税) ①	167,378,595
県からの交付金(利子割・配当割・株式等譲渡所得割・地方消費税・ ゴルフ場利用税・特別地方消費税・ 自動車取得税・軽油引取税) ②	17,616,880
地 方 譲 与 税 ③	2,815,951
地 方 特 例 交 付 金 ④	2,240,083
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 ⑤	343,970
普 通 交 付 税 ⑥	0
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 ⑦	8,881,990
標 準 財 政 規 模 (① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦)	199,277,469

※1 標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、地方交付税の算定に基づき、算入された数値により導き出されるものである。

※2 臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額である。

(2) 連結実質赤字比率

全19会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

(ア) 国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び競輪事業の5会計の歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。

(イ) 一般会計及び18の特別会計は、財政健全化法上の区分で正しく整理されているか。

イ 比率の状況

全会計の実質収支額及び資金剰余额の合計は、4,982,090千円であり、前年度に引き続き黒字となったことから、連結実質赤字比率は発生しない。

連結実質赤字比率	$[-] = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad [\triangle 4,982,090 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} \quad [199,277,469 \text{千円}]}$
----------	--

(備考) 連結実質赤字額がないため、比率は「-」となる。

ウ 比率の構成

国民健康保険事業等5会計（一般会計等以外の特別会計の公営企業に係る特別会計以外の特別会計）の実質収支額は、表5のとおり、歳入総額143,267,358千円から、歳出総額144,302,455千円を差し引いた形式収支と同額の△1,035,097千円となる。

連結実質赤字額は、表6のとおり、一般会計等の実質収支額366,266千円、一般会計等以外の特別会計の公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額△1,035,097千円及び公営企業会計6会計の資金剰余额5,650,921千円を加えた結果、△4,982,090千円である。

表5 一般会計等以外の特別会計の公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額
(単位：千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C = A - B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 C - D
国民健康 保険事業	79,063,962	80,913,102	△ 1,849,140	0	△ 1,849,140
老人保健 医療事業	5,021,574	4,839,839	181,735	0	181,735
介護 保険事業	38,040,938	37,507,912	533,026	0	533,026
後期高齢者 医療事業	5,834,315	5,751,829	82,486	0	82,486
競輪事業	15,306,569	15,289,773	16,796	0	16,796
合計	143,267,358	144,302,455	△ 1,035,097	0	△ 1,035,097

表6 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分		実質収支額又は資金剰余額	
一般会計等 8 会計 ①		366,266	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 5 会計	国 民 健 康 保 険 事 業 ②	△ 1,849,140	
	老 人 保 健 医 療 事 業 ③	181,735	
	介 護 保 険 事 業 ④	533,026	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 ⑤	82,486	
	競 輪 事 業 ⑥	16,796	
小計 △1,035,097			
公営企業会計 6 会計	法適用事業 3 会計	病 院 事 業 ⑦	2,610,618
		下 水 道 事 業 ⑧	1,640,542
		水 道 事 業 ⑨	1,399,761
小計 5,650,921	法非適用事業 3 会計	農 業 集 落 排 水 事 業 ⑩	0
		中 央 卸 売 市 場 事 業 ⑪	0
		動 物 公 園 事 業 ⑫	0
合 計 ①+②+③～+⑪+⑫		4,982,090	
連結実質赤字額		△ 4,982,090	

(備考) ①～⑥については実質収支額、⑦～⑫については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の元利償還金・準元利償還金は、適正に計上されているか。
- (イ) 地方債の元利償還金に充当した都市計画税等の特定財源は、適正に計上されているか。
- (ウ) 地方債の元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

実質公債費比率は、表7のとおり、平成18年度から平成20年度までの単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものであり、20.1%となる。

表7 実質公債費比率

(単位：%)

平成18年度	19.28
19年度	20.26
20年度	20.89
実質公債費比率 (3か年平均)	20.1

ウ 比率の構成

平成20年度の実質公債費比率（単年度）は、次のとおり算定されている。

平成20年度 実質公債費比率 (単年度) [20.89%]	=	$\frac{(37,306,387\text{千円}+39,229,991\text{千円}) - (12,615,574\text{千円}+28,180,567\text{千円})}{199,277,469\text{千円} - 28,180,567\text{千円}}$ $\frac{(\text{①}+\text{②}) - (\text{③}+\text{④})}{\text{⑤} - \text{④}}$
		199,277,469千円 - 28,180,567千円 = [171,096,902千円]

- ①…地方債の元利償還金
- ②…準元利償還金
- ③…特定財源
- ④…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- ⑤…標準財政規模

準元利償還金の内訳は、表8のとおりである。

企業債の償還に係る公営企業会計繰出金は10,700,967千円であるが、その主なものとしては下水道事業が8,250,689千円、病院事業が1,374,126千円となっている。

公債費に準ずる債務負担行為は5,401,340千円であるが、その主なものとしては大宮学校給食センター及び少年自然の家などのPFI事業によるもの740,762千円、都市再生機構が行う公共公用施設建設事業に係る五省協定によるもの227,660千円、都市整備公社による公共施設整備等その他に区分されるもので4,432,918千円である。

表 8 準元利償還金の内訳

(単位：千円)

区 分		金 額
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額 ①		23,106,560
公営企業会計繰出金 (企業債の償還に係る)	病 院 事 業	1,374,126
	下 水 道 事 業	8,250,689
	水 道 事 業	519,642
	農 業 集 落 排 水 事 業	280,939
	中 央 卸 売 市 場 事 業	159,615
	計 10,700,967 ②	115,956
公債費に準ずる 債務負担行為	PFI 事 業 に よ る も の	740,762
	五 省 協 定 に よ る も の	227,660
	計 5,401,340 ③	4,432,918
一 時 借 入 金 利 子 ④		21,124
準 元 利 償 還 金 (① + ② + ③ + ④)		39,229,991

※ 1 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたものである。

※ 2 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費。満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還に相当するもの（市債管理基金積立相当額）、公営企業債返済に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金である。

※ 3 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等である。

※ 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に基づき、算入された元利償還金及び準元利償還金の額である。

※ 5 公債費に準ずる債務負担行為（五省協定によるもの）

「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和42年6月1日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官）通知などに基づき、都市再生機構（旧都市基盤整備公団など含む。）が整備した公共公用施設の建設に係る債務負担行為に基づく当年度負担額である。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の現在高は、満期一括償還分の地方債の市債管理基金積立高を含んだ実現在高となっているか。
- (イ) 公営企業会計繰出見込額は、過去3か年の繰入実績等を基に適正に計上されているか。
- (ウ) 将来負担額に充当可能な特定財源の見込額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

将来負担比率は、将来負担額 1,131,410,661千円から充当可能財源等 601,672,749千円を差し引いたものを、標準財政規模 199,277,469千円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額28,180,567千円を差し引いたもので除した結果、309.6%となる。

[1,131,410,661千円-601,672,749千円=529,737,912千円]	
将来負担比率 [309.6%]	将来負担額 - 充当可能財源等 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 [199,277,469千円-28,180,567千円=171,096,902千円]

ウ 比率の構成

将来負担額の内訳は、表9のとおりである。

一般会計等の地方債の現在高 781,025,734千円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 69,740,835千円、公営企業会計繰出見込額 193,226,101千円、退職手当負担見込額 62,758,674千円、設立法人等の負債額等負担見込額 24,385,519千円（都市整備公社 4,288,770千円、土地開発公社 19,936,749千円、千葉県まちづくり公社 160,000千円）及び中小企業資金融資制度補償見込額 273,798千円を加えた結果、1,131,410,661千円である。

充当可能財源等の内訳は、表10のとおりである。

充当可能基金 21,736,720千円（市債管理基金 17,188,814千円、財政調整基金 708,486千円、その他基金 3,839,420千円）、充当可能な特定財源見込額 194,363,766千円（都市計画税 180,688,314千円、公営住宅使用料 8,541,890千円、その他特定財源 5,133,562千円）及び基準財政需要額算入見込額 385,572,263千円を加えた結果、601,672,749千円である。

表9 将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分		金 額
地 方 債 の 現 在 高	①	781,025,734
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	②	69,740,835
公営企業会計繰出見込額（企業債の償還に係る）	③	193,226,101
退職手当負担見込額	④	62,758,674
設立法人等の負債額等負担見込額 計 24,385,519 ⑤	都 市 整 備 公 社	4,288,770
	土 地 開 発 公 社	19,936,749
	千葉県まちづくり公社	160,000
連 結 実 質 赤 字 額	⑥	0
中 小 企 業 資 金 融 資 制 度 補 償 見 込 額	⑦	273,798
将 来 負 担 額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		1,131,410,661

表10 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分		金 額
充当可能基金 計 21,736,720 ①	市債管理基金	17,188,814
	財政調整基金	708,486
	そ の 他 基 金	3,839,420
充当可能な特定財源 見 込 額 計 194,363,766 ②	都 市 計 画 税	180,688,314
	公営住宅使用料	8,541,890
	その他特定財源	5,133,562
基準財政需要額算入見込額 ③		385,572,263
充 当 可 能 財 源 等 (①+②+③)		601,672,749

※1 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定に際して用いる、基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

4 資金不足比率の状況

平成20年度決算に基づく資金不足比率の審査における主な着眼点及び公営企業会計ごとの比率の状況は、次のとおりである。

・資金不足比率

公営企業会計（6会計）ごとの資金の不足額が、事業規模に占める割合を表す比率

（１）主な着眼点

ア 法適用企業会計の流動負債、控除未払金等、流動資産及び営業収益が、貸借対照表等と一致しており、適正に計上されているか。

イ 法非適用企業会計の歳入総額及び歳出総額が、実質収支に関する調書と一致しているか。

（２）比率の状況

3法適用企業会計においては、いずれも資金剰余の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生しない。また、3法非適用企業会計についても、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生しない。

資金不足比率 [-]	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模（営業収益）}}$
資金の不足額		
・ 法適用企業		（流動負債－控除未払金等－流動資産）
・ 法非適用企業		－（歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源）

（備考） 資金の不足額がないため、比率は「-」となる。

公営企業会計における資金不足比率は、表11のとおりである。

表11 公営企業会計における資金不足比率

(単位：千円)

法適用企業会計	資金の不足額 A				事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	流動負債 a	控除未払金等 b	流動資産 c	資金の不足額 $A = a - b - c$		
病 院 事 業	1,405,797	0	4,016,415	△ 2,610,618	11,146,520	—
下 水 道 事 業	3,447,454	226,600	4,861,396	△ 1,640,542	21,629,320	—
水 道 事 業	2,776,830	0	4,176,591	△ 1,399,761	1,168,899	—

(単位：千円)

法非適用 企業会計	資金の不足額 A'					事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A'/B'
	歳入総額 a	歳出総額 b	繰り越すべき 財 源 c	資金剰余額 $D = a - b - c$	資金の不足額 $A' = -D$		
農業集落 排水事業	430,036	430,036	0	0	0	54,429	—
中央卸売 市場事業	1,282,858	1,282,858	0	0	0	509,868	—
動物公園事業	1,385,958	1,385,958	0	0	0	398,872	—

5 比率の前年度比較

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の主な構成要素の前年度との比較は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、前年度と同様に発生していない。

これは、一般会計において実質収支が、3億6,626万円の黒字となったことによるものである。

実質赤字比率の分子である一般会計等の実質赤字額は、表12のとおり、△3億6,626万円となっており、一般会計等を対象とした場合の黒字額は、前年度に比べ6,243万円増加している。

表12 一般会計等の実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)			
区分	平成20年度	平成19年度	増減額
一般会計 の実質収支額 ①	366,266	303,830	62,436
一般会計等に属する 7特別会計の実質収支額 ②	0	0	0
合 計 ①+②	366,266	303,830	62,436
一般会計等の実質赤字額	△ 366,266	△ 303,830	△ 62,436

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、前年度と同様に発生していない。

国民健康保険事業が前年度に引き続き赤字となり、実質収支額の赤字は、表13のとおり、前年度と比較すると15億8,214万円増加している。

連結実質赤字比率の分子である連結実質赤字額は、△49億8,209万円となっており、千葉市の全会計を対象とした黒字額は、前年度と比較すると6億2,875万円減少している。

表13 連結実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)			
区分	実質収支額又は資金剰余額		
	平成20年度	平成19年度	増減額
一 般 会 計 等 ①	366,266	303,830	62,436
国民健康保険事業 ②	△ 1,849,140	△ 267,000	△ 1,582,140
老人保健医療事業 ③	181,735	△ 491,302	673,037
介護保険事業 ④	533,026	667,992	△ 134,966
後期高齢者医療事業 ⑤	82,486	0	82,486
競 輪 事 業 ⑥	16,796	13,067	3,729
病 院 事 業 ⑦	2,610,618	2,991,060	△ 380,442
下 水 道 事 業 ⑧	1,640,542	982,735	657,807
水 道 事 業 ⑨	1,399,761	1,410,465	△ 10,704
農業集落排水事業 ⑩	0	0	0
中央卸売市場事業 ⑪	0	0	0
動物公園事業 ⑫	0	0	0
合計 ①+②+③～⑪+⑫	4,982,090	5,610,847	△ 628,757
連結実質赤字額	△ 4,982,090	△ 5,610,847	628,757

(備考) ①～⑥については実質収支額、⑦～⑫については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率については、20.1%となり、前年度と比較すると0.5ポイント上昇することとなった。

単年度の比率を比較すると、表14のとおり、平成18年度に減少したものの、19年度・20年度と上昇している。

19年度及び20年度の単年度の比率については、表15のとおり、前年度と比較すると、地方債の元利償還金が14億8,375万円減少したものの、準元利償還金が35億4,293万円増加している。

準元利償還金の増の主な要因は、表16のとおり、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額が増加したことによるものである。

これは、一般会計等において満期一括償還を行う地方債の比率が増えてきたことによるもの及び市債管理基金から一般会計へ貸付を実施することにより、市債管理基金の現金保有高が不足していることによるものである。

地方債の元利償還金と満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額の合計は、表15及び16のとおり、前年度と比較すると、19億3,427万円増加しており、公債費の負担が高まっていることを示している。

表14 実質公債費比率（単年度）

区分	実質 公債費比率	(単位：%) 前年度 増 減
平成17年度	19.44	-
18年度	19.28	△0.16
19年度	20.26	0.98
20年度	20.89	0.63

表15 実質公債費比率(単年度)の前年度比較

(単位：千円)

区分	分子 A					分母 B			実質 公債費 比率 (単年度) A/B
	地方債の 元利償還金 A'	準元利償還金 B'	A'・B'に 係る特定財源 C'	A'・B'に 係る基準財政 需要額算入額 D'	分子 A' + B' - C' - D' = A	標準財政規模 A''	A'・B'に 係る基準財政 需要額算入額 D'	分母 A'' - D' = B	
平成20年度	37,306,387	39,229,991	12,615,574	28,180,567	35,740,237	199,277,469	28,180,567	171,096,902	20.89%
平成19年度	38,790,139	35,687,057	11,945,487	27,667,436	34,864,273	199,770,852	27,667,436	172,103,416	20.26%
増減額	△ 1,483,752	3,542,934	670,087	513,131	875,964	△ 493,383	513,131	△ 1,006,514	

表16 準元利償還金の前年度比較

(単位：千円)

区分		平成20年度	平成19年度	増減額
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還額 ①		23,106,560	19,688,533	3,418,027
公営企業 会計繰出金 (企業債の 償還に係る)	病 院 事 業	1,374,126	1,819,705	△ 445,579
	下 水 道 事 業	8,250,689	8,523,094	△ 272,405
	その他公営企業	1,076,152	1,122,177	△ 46,025
	小 計 ②	10,700,967	11,464,976	△ 764,009
公債費に準ずる債務負担行為 ③		5,401,340	4,480,332	921,008
一 時 借 入 金 利 子 ④		21,124	53,216	△ 32,092
準元利償還金 (①+②+③+④)		39,229,991	35,687,057	3,542,934

(4) 将来負担比率

将来負担比率については、309.6%となり、前年度と比較すると2.0ポイント減少している。

将来負担比率が減少した主な要因は、表17のとおり、将来負担額の34億7,103万円の減少及び充当可能財源等の30億7,228万円の増加により、将来負担比率の分子が65億4,331万円減少したことによるものである。

将来負担額については、表18のとおり、前年度と比較すると、地方債現在高が105億3,196万円増加したものの、公営企業会計繰出見込額が60億6,529万円、設立法人等の負債額等負担見込額が35億8,532万円減少したことなどにより、34億7,103万円減少している。

充当可能財源等については、表19のとおり、前年度と比較すると、市債管理基金積立金の増により、充当可能基金が63億5,789万円、公債費等の償還に充当可能な都市計画税の増により、充当可能な特定財源見込額が27億5,361万円増加したものの、基準財政需要額算入見込額が60億3,923万円減少したことなどにより、30億7,228万円増加している。

表17 将来負担比率の前年度比較

(単位：千円)

区分	分子 A			分母 B			将来負担比率 A/B
	将来負担額 A'	充当可能財源等 B'	分子 A' - B' = A	標準財政規模 A''	A'に係る 基準財政需要額 算入額 B''	分母 A'' - B'' = B	
平成20年度	1,131,410,661	601,672,749	529,737,912	199,277,469	28,180,567	171,096,902	309.6%
平成19年度	1,134,881,693	598,600,469	536,281,224	199,770,852	27,667,436	172,103,416	311.6%
増減額	△ 3,471,032	3,072,280	△ 6,543,312	△ 493,383	513,131	△ 1,006,514	

表18 将来負担額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成19年度	増減額
地 方 債 の 現 在 高	781,025,734	770,493,768	10,531,966
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	69,740,835	72,616,242	△ 2,875,407
公営企業会計繰出見込額（企業債の償還に係る）	193,226,101	199,291,400	△ 6,065,299
退 職 手 当 負 担 見 込 額	62,758,674	64,302,556	△ 1,543,882
設 立 法 人 等 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額	24,385,519	27,970,846	△ 3,585,327
中 小 企 業 資 金 融 資 制 度 補 償 見 込 額	273,798	206,881	66,917
将 来 負 担 額	1,131,410,661	1,134,881,693	△ 3,471,032

表19 充当可能財源等の前年度比較

(単位：千円)

区分		平成20年度	平成19年度	増減額
充当可能基金	市債管理基金	17,188,814	10,452,053	6,736,761
	財政調整基金	708,486	773,283	△ 64,797
	そ の 他 基 金	3,839,420	4,153,490	△ 314,070
	小 計 ①	21,736,720	15,378,826	6,357,894
充当可能な 特定財源見込額	都 市 計 画 税	180,688,314	175,714,043	4,974,271
	公営住宅使用料	8,541,890	9,887,032	△ 1,345,142
	その他特定財源	5,133,562	6,009,072	△ 875,510
	小 計 ②	194,363,766	191,610,147	2,753,619
基準財政需要額算入見込額 ③		385,572,263	391,611,496	△ 6,039,233
充当可能財源等 ①+②+③		601,672,749	598,600,469	3,072,280

(5) 資金不足比率

資金不足比率については、前年度に引き続き発生していない。

これは、各公営企業において資金の不足額がないことによるものである。

公営企業会計ごとの資金剰余額は、表20のとおりであり、前年度と比較すると、病院事業で3億8,044万円、水道事業で1,070万円減少している。

表20 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成19年度	増減額
病院事業	2,610,618	2,991,060	△ 380,442
下水道事業	1,640,542	982,735	657,807
水道事業	1,399,761	1,410,465	△ 10,704
農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業	0	0	0
動物公園事業	0	0	0

6 意見

当年度の健全化判断比率等の状況は、以上のとおりである。

実質赤字比率については、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、発生していない。しかし、歳入において、市債管理基金から一般会計への貸付を実施するほか、景気後退による大幅な減収を補うため減収補てん債を発行しており、歳出において、市債管理基金から一般会計への貸付金の償還を繰り延べるなど、本市の財政状況は、引き続き極めて厳しいものであり、財政の健全化に向けたさらなる取組みが必要である。

連結実質赤字比率については、前年度に引き続き全会計の実質収支額及び資金剰余額の合計が黒字であるため、発生していない。国民健康保険事業では実質収支が赤字となったが、病院事業等の3公営企業会計の資金剰余額により、連結実質赤字額が発生しないこととなった。しかし、国民健康保険事業では、2年連続で翌年度歳入からの繰上充用を行うこととなり、充用額は大幅に増加しているので、国民健康保険事業財政の健全化に努められたい。

実質公債費比率については、前年度の比率は19.6%で、17政令指定都市の中で上から2番目に高い水準にあったが、当年度の比率は20.1%となり、前年度より0.5ポイント上昇し、今後も上昇する見込みである。これは、本市が政令指定都市への移行に伴い、積極的に都市基盤整備を行ってきた結果であり、公債費等の現年度における負担が大きくなったことや市債管理基金から一般会計への多額の貸付を実施していることが影響している。現行の公債費負担適正化計画によると平成22年度に24.0%となり、ピークを迎える見込みである。また、平成21年度においては、景気後退による収支不足により、市債発行額が増加し、計画が達成されない見込みである。このため、本年度に更新する公債費負担適正化計画においては、市債の発行抑制に併せ、市債管理基金の計画的な償還を実施するなど、公債費負担の適正化を図り、実質公債費比率の抑制に努められたい。

将来負担比率については、前年度の比率は311.6%で、17政令指定都市の中で最も高い比率であった。当年度の比率は、309.6%となり、前年度より2.0ポイント減少したが、引き続き高い水準にあることから、中長期的展望に立った視点から比率の将来推計を行い、実質公債費比率と同様に市債発行及び債務負担行為を抑制するとともに、市債管理基金の積立を着実に行いつつ、市債管理基金等への計画的な償還を実施するなど、将来負担比率の低減のための具体的な対策を講じられたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金の不足額がないため、発生していない。しかし、病院事業、下水道事業及び水道事業の3公営企業会計においては、今後も施設の更新や改良整備などによる多額の財政需要が見込まれることから、資金剰余額が逡減し、資金不足が生じないよう財源の確保に留意しながら、さらに経営基盤の強化を図られたい。

なお、健全化判断比率等の市民への公表にあたっては、財政健全化法の趣旨を踏まえ、比率の算定結果に加えて、比率の将来の見通し及び改善方策などを市民にわかりやすく説明することにより、今後の市政運営に対して市民の理解と協力が得られるよう、より一層の工夫をされることを要望する。